

平成7年度 都区協議会 区長会会長発言要旨（平成8年2月9日）

平成8年度都区財政調整については、未曾有の財政状況の中で、ルールに基づいたぎりぎりの協議が行われてきた。

その過程で、現行の都区財政調整の現状について解決すべき課題が浮きぼりになったところである。

区長会においても、たいへん厳しい意見があった。

まず、現在の財調上の課題である。最近の財調においては、都区双方の長引く税収の低迷等に対応するため、平成4年度以降、繰延べ等の措置が継続されてきている。

財調制度は、本来、特別区の基準的な行政需要に要する財源を補償するためのものであると考えられるが、これまでの協議経過等を見ると、もはや算定の繰延べ等の手段で対応することは、限界にきていると言わざるを得ないという意見である。

また、すでに行われてきた元利償還金経費、義務教育施設等改築経費、大規模改修経費等の繰延べ措置の取り扱い問題である。

その合計額は、優に財調交付金の1年分を超える金額になっているが、これを今後どのようにしていくか、明確に示してもらいたい、という意見である。

こうしたことについて、区側から、平成9年度の税制改革や、平成12年度の都区制度改革を控えて、これら繰延べ等の措置や国民健康保険の問題など、都区財政調整について、あらゆる角度から、8年度中の出来るだけ早い時期に、十分都区で協議することを提案し、ご理解をいただいたところである。

従って、区側としては、これらの経緯や現下の都区双方の財政状況、また、次の課題である、平成7年度都区財政調整再調整への都側のご配慮などを総合的に判断し、協議案を了承する。